

## 瀬戸市ふるさと応援寄附金 返礼品協力事業者募集要項

## 1 目的

ふるさと納税制度により本市へ寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、地場産品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、本市の魅力発信、産業振興、観光促進の充実を図るため、寄附者への返礼品を提供していただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

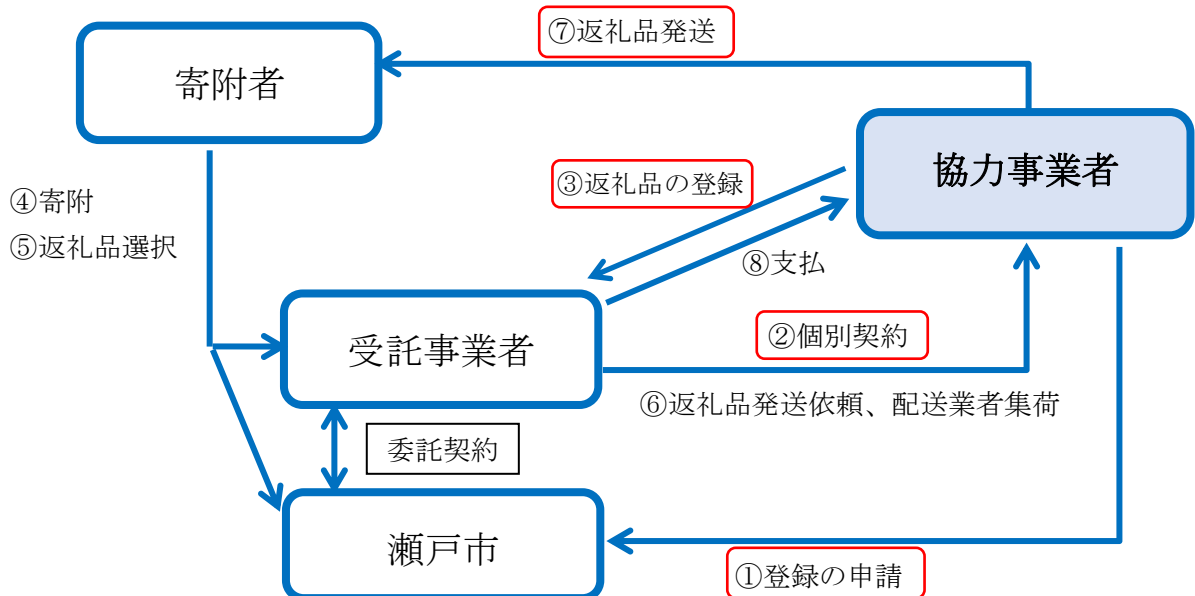
## 2 事業概要

- (1) 寄附者は、ふるさと納税制度により寄附を行う際、寄附金額に応じて希望する返礼品を選択し受け取ることができます。
- (2) 協力事業者は、ふるさと納税ポータルサイト等で全国に自社商品をPRすることができます。また、返礼品発送時に限り、自社パンフレット等を同梱していただきたい、全国へ自社製品のPRを行うことができます。
- (3) 効率的な運営のため、市は返礼品取扱業務を、指定する受託事業者に委託します。協力事業者は、協力事業者として承認された後、委託事業者と返礼品の供給に関して調整いただきます。

## 3 事業の流れ及び登録に係る手続き

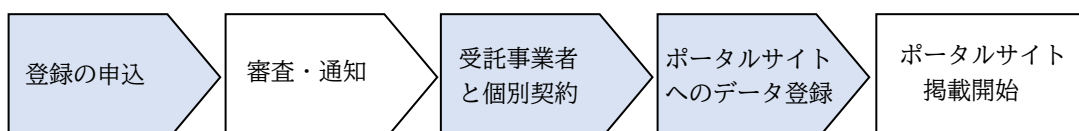
## (1) 協力事業者の事務

事業の流れは以下の図のとおりです。協力事業者は、協力事業者としての登録の申請（図中①）、受託事業者との個別契約（図中②）、ポータルサイトへの返礼品の登録（図中③）、返礼品の発送（図中⑦）を行います。



## (2) 登録までの流れ

必要書類を瀬戸市に提出し、審査後に受託事業者と個別契約を締結します。



#### 4 協力事業者の要件

協力事業者は、次の要件を全て満たすものとします。ただし、要件に適合しても市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 原則、瀬戸市内（以下「市内」という。）に事業所（本店、支店等は問わない。）又は工場等を有する法人その他の団体又は個人事業者であること。  
ただし、本要項「5 返礼品の要件」の(1)の三に該当する陶磁器（ただし、その返礼品を用いて本市の魅力を発信していると認められる場合に限る）及び七に該当する役務の提供を返礼品として提供する場合は、市外の事業者も対象とする。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) インターネット及び電子メール等が使用できる環境を有し、ポータルサイトへの返礼品等の登録・変更、返礼品等の発送、納品等の管理が可能であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員又は当該暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (5) 各種法令を遵守した操業、生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (6) 市が必要と認めた場合に実施する各種法令遵守及び地場産品基準等についての調査や確認に適切な対応ができること。
- (7) 個人情報の保護に関する法律、瀬戸市個人情報保護法施行条例及び関係法令を遵守し、個人情報の取扱いを適切に行うことができること。

#### 5 返礼品の要件

返礼品は、次の要件を全て満たすものとします。ただし、要件に適合しても市が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 令和6年6月28日付けで改正された「総務省告示第179号第5条」や同日付け総務省告示第67号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」により通知された「4. 地場産品基準（告示第5条関係）（1）（2）」、同日付け総務省告示第65号「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて（通知）」により通知された「地場産品基準に関する内容」等を遵守した、次のいずれかに該当する地場産品であること。
  - 一 市内において生産されたものであること。
  - 二 返礼品の原材料の主要な部分が市内で生産されたものであること。
  - 三 返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を市内で行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。
    - イ 食肉の熟成又は玄米の精白  
愛知県の区域内において生産されたものを原材料とするもの。
    - ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程  
当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が市内で生じている旨の証明がなされたもの。

四 市内において生産されたものと近隣の他の市区町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

五 瀬戸市の広報を目的として生産された瀬戸市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から瀬戸市独自の返礼品であることが明白なものであること。

六 一から五に該当する返礼品と当該返礼品に附帯するものを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上を占めるものであること。

※「価値全体の7割以上」であるかどうかについては、提供される全体の調達に要する費用のうち、7割以上の割合が当該返礼品の調達に要する費用であることにより判断します。

七 市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が瀬戸市に相当程度関連性のあるものであること。

七の二 市内に所在する宿泊施設であって、愛知県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、愛知県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

七の三 市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。

ロ 瀬戸市が「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体」に該当する場合において提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）。

七の四 市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八 次のイからハのいずれかに該当する返礼品であること。

イ 瀬戸市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前一から七のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。

ロ 愛知県が瀬戸市を含む県内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前一から七のいずれかに該当するものを、愛知県及び当該市区町村の共通の返礼品とするもの。

ハ 愛知県が瀬戸市を含む県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村

がそれぞれ返礼品等とするもの。

九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前一年から八のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、数量又は期間を限定して供給することを特色としたものであり、その供給期間内において安定供給が見込める場合はこの限りでない。
- (3) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法等の関係法規を遵守しているものであること。
- (4) 飲食物の場合は、寄附者に到着後適切な賞味期限が保証されること。
- (5) 金銭類似性の高いもの（商品券、電子マネー、ポイント等）でないこと。
- (6) 資産性の高いもの（貴金属、宝飾品等）でないこと。（少額なものを除く。）
- (7) 体験型サービス（代行サービス等を含む。）の場合は、市内でサービス提供され、寄附者にサービス利用券等を発行し、適正な有効期限を設けることができるもの。
- (8) 物品又は役務（サービス）と交換するための商品券等を返礼とする場合、交換対象となり得る物品又は役務（サービス）のすべてが前(1)のいずれかに該当するものであること。

また基準に満たしていない物品又は役務（サービス）が交換対象とならないように適切な対策が講じられていること。

- (9) 受託事業者が指定する宅配業者により配送が可能な商品等であること。

## 6 協力事業者の登録期間

協力事業者として登録される期間は、登録を通知した日から当該年度の年度末の日までとします。ただし、期間満了の1か月前までに特段の申出がない場合は、登録期間を1年間更新し、以後同様とします。

## 7 返礼品の登録数

協力事業者が返礼品として登録できる数は1事業者おおむね30品を上限とします。ただし、申込状況により上限数等は調整する場合があります。

## 8 返礼品の価格と寄附金額の設定

返礼品の価格は、本体価格のほか、箱代や包装代、焼成代及び消費税等を含めた価格としてください。

なお、送料については、市がその実費（返礼品の発送に係る基本配送料。おおむね160サイズ25キログラムまで。クール便送料含む。）を負担します。

寄附金額は、1,000円単位（最低金額10,000円）で、返礼品の価格が寄附金額の3割以下かつ、返礼品の価格をはじめ送料等ふると納税関連経費の割合が5割程度となるよう市で定めるものとします。

## 9 返礼品の発送及び代金の支払い

返礼品代金の支払いは月末締めで、翌月末に受託事業者から振込手数料を引いた金

額が指定口座に振り込まれます。

返礼品の発送は、受託事業者の指定宅配事業者が返礼品を一括で集荷し、寄附者へ配送します(一部、受託事業者を介さず、返礼品の発送を依頼する場合があります)。

## 10 募集期間

随時

## 11 申込方法

瀬戸市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者登録申込書兼変更届(様式1)及び返礼品申請書(様式2)に必要事項を記入し、添付資料を添えて、経営戦略部政策推進課に提出してください。なお、本申込書の内容は受託事業者にも提供します。

また、事業者の登録内容を変更する場合は、登録申込書兼変更届(様式1)、返礼品の変更は、返礼品変更申請書(様式3)、事業者登録もしくは返礼品の提供を終了する場合は、登録・提供終了届(様式4)をそれぞれ提出してください。

新規		<ul style="list-style-type: none"><li>登録申込書兼変更届(様式1)</li><li>返礼品申請書(様式2)</li><li>返礼品の写真データ</li><li>事業者概要(事業者情報がわかるもの。任意様式) ※パンフレット、名刺、ホームページの写し等</li><li>市税等の滞納がないことを証する書類 ※本市に納税義務がない場合(個人住所が市外の個人事業主、本社が市外の事業者など)</li></ul>			
	変更	<table border="1"><tr><td>事業者</td><td>登録申込書兼変更届(様式1)</td></tr><tr><td>返礼品</td><td>返礼品変更申請書(様式3)</td></tr></table>	事業者	登録申込書兼変更届(様式1)	返礼品
事業者	登録申込書兼変更届(様式1)				
返礼品	返礼品変更申請書(様式3)				
	終了	登録・提供終了届(様式4)			

## 12 登録の取り消し

次の要件に該当する場合、協力事業者としての登録を取り消し、ふるさと納税ポータルサイト等への掲載を中止します。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 登録された協力事業者又は返礼品等の内容が、本要項に定める要件に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。
- (4) 市又は寄附者の問い合わせ等に対し、真摯な対応がなく、市のイメージ等を損なう事態を生じさせたとき。

## 13 その他留意事項

- (1) 寄附者から返礼品に関する問い合わせがあった場合は、各事業者において解決に努めることとし、事故又は紛争等が発生した場合は、内容や対応状況について速やかに市へ報告してください。
- (2) 市が実施するふるさと納税に係るPR及びふるさと納税ポータルサイト等への返礼品の掲載位置等については、市に一任するものとします。
- (3) ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場

合は、要件等を変更する場合があります。

- (4) 本要項 1 1 に記載する申し込みに関する書類については、地場産品基準や本要項を遵守する旨の誓約を兼ねることから、各事業者においてもこれらの書類（電磁的記録を含む）を整理・保存してください。
- (5) 個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律及び瀬戸市個人情報保護法施行条例を遵守してください。提供された寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

#### 14 申込・問い合わせ先

〒489-8701 瀬戸市追分町 64-1

瀬戸市経営戦略部政策推進課 ふるさと納税担当宛

電話：0561-88-2551 Eメール：seisakusuishin@city.seto.lg.jp